

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月25日
北海道雨竜町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
うりゅう米ななつぼしの米粉 300g	97.6	○				北海道雨竜町	500	500
うりゅう米ななつぼしの米粉 600g	97.6	○				北海道雨竜町	1,000	1,000
うりゅう米ななつぼしの米粉 900g	97.6	○				北海道雨竜町	1,500	1,500
うりゅう米ななつぼしの米粉 1.2kg	97.6	○				北海道雨竜町	2,000	2,000
うりゅう米ななつぼしの米粉 1.5kg	97.6	○				北海道雨竜町	2,500	2,500
田園の塩こうじ 3 個セット	85.1	○				北海道雨竜町	2,268	2,268
エゾシカの角デンタルガムMサイズ	96.3	○				北海道雨竜町	1,500	1,500
エゾシカの角デンタルガムLサイズ	96.9	○				北海道雨竜町	1,800	1,800
エゾシカの角デンタルガムMサイズ 半割 1 本	92.7	○				北海道雨竜町	750	750
エゾシカの角デンタルガムLサイズ 半割 1 本	93.9	○				北海道雨竜町	900	900
雨竜米粉ななつぼしを使用したパン 5 種類セット	83.9	○				北海道雨竜町	2,200	2,200
フルーツグラノーラ 3 種類セット	86.9	○				北海道雨竜町	2,200	2,200
シフォンケーキ 3 種類セット	67.7	○				北海道雨竜町	2,000	2,000

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) \div A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。